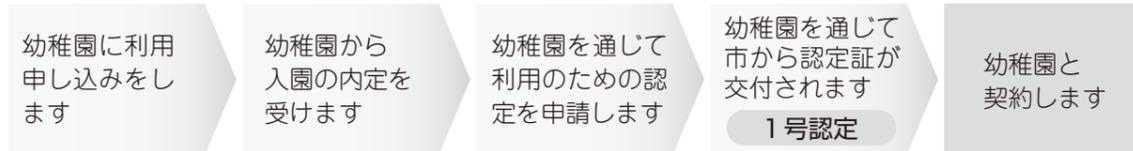


## 利用の流れ

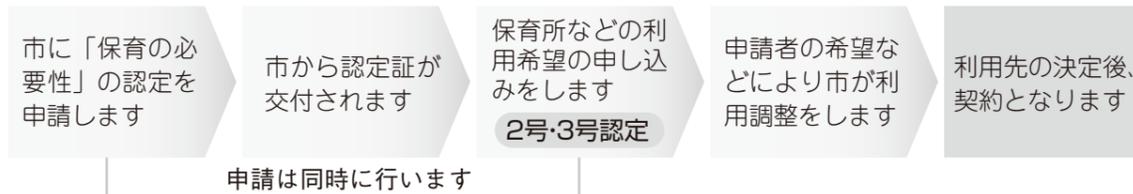
### ●幼稚園を利用希望の場合

※新制度を選択しない幼稚園への入園の場合、認定手続きは不要です。



### ●保育所、地域型保育を利用希望の場合

※地域型保育は3号認定のみです。



問 本庁・子育て支援課



# 子ども・子育て支援新制度が始まります 平成27年 4月(予定)

## 子ども・子育て支援新制度とは

子どもが健やかに成長できる社会を旨とし、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。

## 新制度の目的

### ●支援の量の拡充と質の向上

- ・安心して子育てができるように、教育・保育の場を増やします。
- ・子どもたちにより目が行き届くように、幼稚園や保育所等の職員数を増やすなどの改善をします。
- ・認定こども園制度の普及を図ります。

※認定こども園とは、0～5歳の子どもを預けることができ、3～5歳は保護者の就労状況に関係なく教育・保育を受けることができる園です。

### ●地域の子ども・子育て支援事業の充実

- ・家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、子育て相談ができる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間、家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」などを充実していきます。

# 平成27年度 幼稚園児を募集します！

## 〔市立幼稚園〕

●入園の要件＝幼稚園に入園できるのは、次のいずれにも該当する幼児です。

- ①平成27年4月1日現在で、満3・4・5歳になる幼児（3歳児は本渡南・本渡北・亀場幼稚園の3園で受け入れ。定員は1クラス20人で本渡北幼稚園のみ2クラス、定員を超えた場合は抽選。4歳児は本渡南・本渡北・亀場幼稚園の3園、5歳児はすべての幼稚園で受け入れ）。
- ②保護者が市内に居住し、住民登録をしていること。
- ③保護者同伴で通園できること。

●就園時間＝午前8時10分から同9時までに登園。降園は午後2時（牛深幼稚園のみ預かり保育を実施〔午後2時～同5時30分〕）。土・

日曜日、祝日は休園。

●保育料＝月額5,900円。

●申込方法＝入園希望者は入園申請書（各幼稚園または本庁〔別館〕・学校教育課に備え付け。12月1日㊦から配布）を、12月1日㊦から平成27年1月5日㊦までに各幼稚園へ提出（休園日を除く）してください。

### ◆市立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
本渡南幼稚園	川原町4-7	㊦4469
本渡北幼稚園	浜崎町4-9	㊦3681
亀場幼稚園	亀場町亀川1538-1	㊦1548
牛深幼稚園	牛深町2065-9	㊦2071

### ◆私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
本渡カトリック聖心幼稚園	大浜町3-28	㊦5766
愛隣幼稚園	牛深町1546-3	㊦2152
茶陽幼稚園	倉岳町棚底981-1	㊦3661

## 〔私立幼稚園〕

●入園の要件＝満3歳になった時点で入園できます。

※募集園児、保育料（家庭の所得状況により、市私立幼稚園就園奨励費補助金制度を利用可）、入園願書、就園時間などについての詳細は、各幼稚園へお尋ねください。

## 利用料金

現在、保育所は保護者の所得に応じた保育料、私立幼稚園は園が定めた保育料を支払いますが、新制度では、どちらも保護者の所得に応じた保育料を支払うこととなります。なお、新制度への移行を選択しない私立幼稚園については、これまで通り園が定めた保育料となります。

※天草市の保育所の利用料金については、決まりしだい「市政だより天草」などでお知らせします。



## 手続き方法

利用に応じて認定が必要になります。保育所などの利用申し込み時に申請が必要です。

支給認定は12月から始まり、3つの認定区分によって利用先が決まります。

### 3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定 子どもが3歳以上で、教育を希望。	幼稚園
2号認定	満3歳以上・保育認定 子どもが3歳以上で、保育が必要。	保育所
3号認定	満3歳未満・保育認定 子どもが3歳未満で、保育が必要。	保育所 地域型保育

※地域型保育…少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業。

## 保育を利用できる時間

2号または3号認定の人は、保護者の就労時間などにより、保育を利用できる時間が「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」に区分されます。

市では、1カ月あたりの就労時間が120時間以上の場合が保育標準時間（11時間）、48時間以上の場合が保育短時間（8時間）に該当します。

※上記の時間を超えて保育を利用する場合、延長保育料がかかります。